## 農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)について

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方 まずは、農業委員会へご相談ください!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会(または県知事)の許可 が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。 詳しくはみどり市農業委員会(電話:0277-76-1939)にお問い合わせください。

## 〇 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること(すべて効率利用要件)
- ・ 法人が農地取得を目的とする場合は、農地所有適格法人であること
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること(下限面積 要件)
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)
- ※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
- ※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定(都府県:50a、北海道:2ha)以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積(都府県:50 a、北海道:2 h a)が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

みどり市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地域	下限面積
東町	3 O a
大間々町	3 O a
笠 懸 町	5 O a

〔施行日:平成29年7月1日より〕

## 〇 農地法第3条許可事務の流れ

- みどり市農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ みどり市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を3 O日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

## 申請者の方の流れ

申請についての相談

Ţ

申請書の記入

必要な添付書類の入手

申請書提出前の再確認

申請書の提出/受付

JL

※ 農業委員会事務局(みどり市役所大間々庁舎)まで来 庁いただくか、お電話をお願いいたします。

住所:みどり市大間々町大間々1511番地 電話:0277-76-1939 (直通)

※ 申請書の記入及び必要な添付書類については別添の「 記入例」、「農地法第3条許可申請添付書類」をご参照 ください。

なお、申請内容に応じて添付書類が異なります。

- ※ 「申請書」、「記入例」及び「農地法第3条許可申請 添付書類」については農業委員会事務局に備え置いてあ ります。
- ※ 記入漏れや必要な添付書類の不足があると、追加提出 等により許可までに時間がかかったり、不許可になった りする場合があります。

申請前にもう一度、「記入例」や「農地法第3条許可申請添付書類」でご確認ください。

※ 農業委員会事務局に提出してください。

農業委員会等の流れ

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は**30日**です。)

申請書の提出/受付

<del></del>

申請内容の審査

農業委員会総会

几

方に確認いたします。 また、現地調査を行います。

※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会 の意思決定を行います。

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の

許可書の交付

※ 農業委員会事務局にて交付いたします。